

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成27年3月31日時点の実施状況 |
|---|---------------------------------------|---|--------------------------|--------------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 25 | サーマルリサイクル条件の見直し | バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。 | 平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論 | 農林水産省 環境省 | 平成24年12月に改正食品リサイクル法施行から5年経過し、改正法附則に定められた施行状況の点検時期が到来したことを受け、平成25年3月から食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において、熱回収の条件の在り方を含め、食品リサイクル法の施行状況の点検・評価の議論を行った。現行の食品リサイクル法上の熱回収の条件の設定根拠となった技術的な情報について、最新の動向を調査した上で、現行の熱回収の条件をなお妥当とするか否かについて検証を行い、平成26年10月に同審議会でとりまとめた「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(報告書)において熱回収の条件については現時点で変更することは妥当でないとされたところ。 |
| 35 | 送電における広域的運用の拡大 | ②送電における広域的運用の拡大については、連系線の利用方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 広域的運用の拡大については、広域的運用推進機関の創設などを盛り込んだ「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月に閣議決定し、広域的運用推進機関の創設やその業務内容等を規定した「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立した。今後、平成27年4月1日に設立される広域的運用推進機関において、連系線の利用ルール等を定めるとともに、同機関が中心となって送電インフラの増強を実施する等の取り組みを通じ、広域的系統運用の拡大を推進していくこととしている。 |
| 47 | 一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置付けの明確化(公益特権等) | 電気事業法における発電事業者の位置付けについて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 電気の小売業への参入の全面自由化に伴う発電事業の創設等の事業類型の見直しを盛り込んだ「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月に閣議決定し、事業類型の見直し等を規定した「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立した。 発電事業の具体的な要件については、逆潮比率が5割超となる等の要件を満たす発電設備の同時最大受電電力の合計が1万kWを超える事業者を発電事業者とする方向で、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにおいて議論されたところ。 |
| 48 | 発電所建設の促進(コケーションルールの整備) | 発電所建設の促進については、制度的措置を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成24年9月に取りまとめた「新しい火力電源入札の運用に係る指針」においては、「入札実施会社においては、当面利用の予定がない自社遊休地について、土地を開放して第三者が発電所を建設する形での入札についても検討すべきである」としている。 また、発電投資の基礎情報となる「系統情報」の公表については、平成24年12月に、情報の公表範囲の拡大、一般電気事業者の送配電部門による電源設置者等にとって検証可能な情報の提供等を内容とする「系統情報の公表の考え方」を指針として定め、平成26年3月に広域的運用推進機関の創設に合わせ、同機関の系統情報の公表のあり方について、改訂を行ったところである。 さらに、新たな事業類型として発電事業を規定し、発電事業者に公益特権を付与すること等を盛り込んだ「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月に閣議決定し、関連する事項を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立した。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成27年3月31日時点の実施状況 |
|---|--------------------------------|--|---------------------------------|-------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 54 | 特定電気事業制度の見直し①(域内電源比率) | 特定電気事業の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年4月に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」に基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立した。小売全面自由化の実施に伴い、特定電気事業を廃止するとともに、現に特定電気事業を営んでいるものに対する経過措置が講じられたところ。 |
| 56 | 同時同量制度の見直し | 同時同量の在り方については、計画値同時同量制度等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、一般電気事業者については計画値同時同量制度を導入し、新電力については計画値同時同量又は30分同時同量制度の選択制を導入する方針が示された。 また、計画値同時同量制度を導入するため、発電用の電気工作物を維持・運用する者に対するインバランス供給である「発電量調整供給」を創設すること等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立した。 詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて、発電側インバランスについては、一定の場合にはグループ単位での算定を認める等の詳細設計が議論されたところであり、今後、一般送配電事業者が策定する託送供給等約款等において具体化が図られることとなる。 |
| 57 | アンシラリーサービス料金の見直し(アンシラリー市場の創出等) | アンシラリーサービスの在り方については、その調達方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。同報告書では、アンシラリーサービスに必要な系統運用のための調整力としての電源の調達については、系統運用者が供給力を市場からの調達や入札等で確保した上で、その価格に基づき、リアルタイムでの需給調整・周波数調整に利用するメカニズム(リアルタイム市場)を導入することが適当であることが示されている。小売全面自由化の実施を見据え、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて、一般送配電事業者による調整力確保の具体的方法等の詳細設計の議論が行われているところ。 |
| 58 | インバランス料金の引下げ | インバランス料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、現行のインバランス料金制度については見直す方針が示された。制度の詳細については、海外事例の分析等も踏まえて、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて検討が進められ、市場価格連動とする等の詳細設計が議論されたところであり、今後一般送配電事業者が策定する託送供給約款等において具体化が図られることとなる。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成27年3月31日時点の実施状況 |
|---|----------------------------|---|---------------------------------|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 60 | 託送料金の引下げ・透明化②(長期増分費用方式) | 託送料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成26年6月に成立した「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)において、電気の小売業への参入の全面自由化後の託送料金については、総括原価方式に基づく認可制としたところ。詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて、事業報酬額の算定方法等の詳細設計が議論されたところであり、今後、一般送配電事業者が策定する託送供給等約款等において具体化が図られることとなる。 |
| 69 | スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し) | 新電力が一般電気事業者から計測データを受領するまでの時間について、一般電気事業者によって差異が生じている状況を踏まえ、同時同量制度の在り方について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | スマートメーターにより計測された30分電力使用量情報については、小売全面自由化後、ベストエフォートで計量から60分以内に一般送配電事業者から小売電気事業者に提供する方向で、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて議論されたところ。 なお、平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、一般電気事業者については計画値同時同量制度を導入し、新電力については計画値同時同量又は30分同時同量制度の選択制を導入する方針が示された。 |
| 72 | 需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討 | 小売自由化範囲の拡大については、競争環境整備の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年4月に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」に基づき、家庭等の小口需要家も含めた電気の小売業への参入の全面自由化を実施するための「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立した。制度の詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて引き続き検討を進め、平成28年を目途にこれを実施することを予定。 |
| 73 | 電力市場における競争活性化策の検討①(市場支配力) | ②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、電力市場における競争の活性化策については、卸電力市場の活性化や、発電・小売の全面自由化、送配電の中立化などの方針が示された。平成25年4月に政府の方針として「電力システムに関する改革方針」を閣議決定し、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにおいて、卸市場の活性化状況についてのモニタリングを進めているところ。発電・小売の全面自由化については、「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立し、平成28年を目途にこれを実施する。また、法的分離の方式による送配電部門の一層の中立化や電力市場の監視等を行う新たな規制機関の創設等を内容とする「電気事業法等の一部を改正する等の法律案」を平成27年の通常国会に提出し、平成32年4月1日にこれを実施する。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成27年3月31日時点の実施状況 |
|---|-----------------------------------|--|---------------------------------|----------------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 75 | 規制分野の電気料金における供給約款料金と選択約款料金の区分の明確化 | 規制分野における電気料金の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年4月に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」において、電気の小売業への参入の全面自由化後、一定の経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行う方針が示された。電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立した。現在の一般電気事業者に対しては、電気の小売業への参入の全面自由化後、自由料金による電気の供給を行うことを認める一方、当分の間、規制料金による電気の供給を拒んではならない旨の経過措置を課すこととしている。また、小売料金の全面自由化に必要な措置については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」を平成27年の通常国会に提出した。 |
| 76 | 需要側の取組の活用(節電取引) | 需要側の取組の活用については、ネガワット取引等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。同報告書では、デマンドレスポンスやネガワットなど、需要側の取組の導入を最大限進めていけるよう、スポット市場での取引のみならず、1時間前市場やリアルタイム市場における供給力・供給予備力の確保や、容量市場での取引について、必要な制度を整備していくという方針が示された。平成27年の通常国会に提出した「電気事業法等の一部を改正する等の法律案」においては、ネガワットを発電された電気と同等の供給力として取引することを可能とするための措置を盛り込んでいるところ。また、ネガワット取引の普及を促進するため、「ネガワット取引に関するガイドライン」が平成27年3月に策定された。 |
| 77 | スマートコミュニティの実現 | スマートコミュニティの実現については、特定電気事業の在り方と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。同報告書では、特定電気事業については廃止の方針が示され、自営線供給については、大規模電源のみに依存するリスクを避け、多様な電力供給システムを実現するという観点から、分散型電源を活用し需要家に直接供給する自由度という観点も考慮した制度的位置付けとする方針が示された。電気の小売業への参入の全面自由化に伴う特定電気事業の廃止や特定送配電事業の創設等を含む小売の全面自由化に伴う事業類型の見直しを盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立したところであり、詳細については、更に検討を進める。 |
| 81 | 住宅・建築物のラベリング制度の充実 | 新築住宅及び中古住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。 | 平成24年度 検討開始、結 論を得次第措 置 | 経済産業省 国土交通省 | 「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号、平成25年1月31日公布、平成25年10月1日施行)」(省エネ基準)を見直した中で一次エネルギー消費量を導入したことに伴い、「日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)」等の改正により、新築住宅について住宅性能表示制度を見直し、一次エネルギー消費量についても評価することとしたところであり、平成26年2月25日公布、平成27年4月1日施行(一部は公布日施行)予定である。また、住宅・建築物を対象とした総合的なラベリング制度として、「建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)」は、平成25年4月より一次エネルギー消費量を新たに評価項目とする変更を行った。さらに非住宅建築物を対象とし、一次エネルギー消費量に特化したラベリング制度として、「建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)」を平成26年4月より開始している。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成27年3月31日時点の実施状況 |
|---|---------------------------------------|---|---------------------------------|--------------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 94 | 熱料金改定時の認可手続の見直し | 熱料金改定時の認可手続の見直し(値下げ時の届出制導入)について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。 | 平成24年度 検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定)において、「電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する」と位置付けた。 これを受け、平成27年3月、熱供給事業法における料金規制の撤廃等の措置を含む、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」を閣議決定し、通常国会に提出した。 |
| 95 | 天然ガス自動車等の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加 | ①天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会規則(UNECE規則)の67番(液化石油ガス自動車)、110番(圧縮天然ガス自動車)の規格の安全性について民間団体等に設置される検討会等における検証結果により安全性が確認された場合には、高圧ガス保安法、容器保安規則等の見直し等に向けた検討を行う。 | 平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | いずれも民間団体に設置された検討会において、現行の両規則の安全性が確認できないとの結論を得たため、当該項目については措置済みと整理。 WP29においてIWVTAを検討中。 |
| | | ②天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会の下での自動車基準認証フォーラム(WP29)において検討中の、車両等の型式認証を相互承認する制度(IWVTA)についての合意内容を踏まえ、IWVTAの窓口である国土交通省と調整の上措置する。なおWP29におけるIWVTAの議論においては、我が国が安全と考える高圧ガス容器の規格について必要な提案を行う。 | IWVTAについては、2016年3月までの合意を目指している。 | | |
| 100 | 乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制の緩和(日本と欧州の排ガス規制の統一) | 乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、速やかに中央環境審議会等で国内導入について検討し、結論を得次第導入する。 | 平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置 | 国土交通省 環境省 | 平成26年3月に国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて成立した乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)に関し、平成27年2月、中央環境審議会において、国内排出ガス試験法への導入等が答申されたところである。WLTPが排出ガス・燃費共通の試験法であることを踏まえ、現在、WLTPの国内燃費試験法への導入に関し、総合資源エネルギー調査会と交通政策審議会の合同会議における検討に向けた準備を行っているところ。 |